

判決年月日	平成24年12月5日	担当部	知的財産高等裁判所 第4部
事件番号	平成24年（行ケ）第10134号		
○ ある課題解決を目的とした技術的思想の創作が、いかに、具体的であり有益かつ有用なものであったとしても、その課題解決に当たって、専ら、人間の精神的活動を介在させた原理や法則、社会科学上の原理や法則、人為的な取り決めや、数学上の公式等を利用したものであり、自然法則を利用した部分が全く含まれない場合には、そのような技術的思想の創作は、特許法2条1項所定の「発明」には該当しない ○ 「省エネ行動シート」に係る特許出願について、心理学的な法則（認知のメカニズム）を利用し、領域の大きさを認識・把握し、その大きさの意味を理解することは、専ら人間の精神活動に基づくものであって、自然法則を利用したものとはいえないとされた事例			

（関連条文）特許法2条1項，29条1項柱書

本件は、原告が、発明の名称を「省エネ行動シート」とする特許出願に対する拒絶査定不服審判の請求について、特許庁が請求不成立とした審決の取消しを求める事案である。

本件審決の理由は、本願発明は、①産業上利用することができる発明であるとは認められないから、特許法29条1項柱書に該当せず、②仮に、特許法上の発明であるとしても、当業者が容易に発明をすることができたものである、というものである。

取消事由は、①発明該当性に係る判断の誤り及び②容易想到性に係る判断の誤りである。

本判決は、①につき、以下のとおり判示して、原告の請求を棄却した。

特許法2条1項は、発明について、「自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの」というと規定するところ、人は、自由に行動し、自己決定することができる存在である以上、人の特定の精神活動、意思決定、行動態様等に有益かつ有用な効果が認められる場合があったとしても、人の特定の精神活動、意思決定や行動態様等自体は、直ちには自然法則の利用とはいえない。

したがって、ある課題解決を目的とした技術的思想の創作が、いかに、具体的であり有益かつ有用なものであったとしても、その課題解決に当たって、専ら、人間の精神的活動を介在させた原理や法則、社会科学上の原理や法則、人為的な取り決めや、数学上の公式等を利用したものであり、自然法則を利用した部分が全く含まれない場合には、そのような技術的思想の創作は、同項所定の「発明」には該当しない。

本願発明の構成は、「省エネ行動シート」という図表のレイアウトについて、「軸」及び「領域」の名称及び意味、という提示される情報の内容に特徴を有するものである。そして、図表の「軸」及び「領域」に名称及び意味を付して提示すること自体は、直接的には

自然法則を利用するものではなく、本願発明の「省エネ行動シート」を提示された人間が、領域の大きさを認識・把握し、その大きさの意味を理解することを可能とするものであり、一般的な図表を記録・表示することを超えた技術的特徴が存するとはいえない。

本願発明の作用効果は、一方の軸と、他方の軸の両方向への広がり（面積）を有する「領域」を見た人間が、その領域の面積の大小に応じた大きさを認識し、把握することができること、さらに「軸」や「領域」に名称や意味が付与されていれば、その「領域」の意味を理解することができる、という心理学的な法則（認知のメカニズム）を利用するものである。このような心理学的な法則により、領域の大きさを認識・把握し、その大きさの意味を理解することは、専ら人間の精神活動に基づくものであって、自然法則を利用したものとはいえない。

以上のとおり、本願発明の「省エネ行動シート」の構成及びそれを提示（記録・表示）する手段は、専ら、人間の精神活動そのものを対象とする創作であり、自然法則を利用した技術的思想の創作とはいえない。また、本願発明の奏する作用効果も、自然法則を利用した効果とはいえないから、本願発明に係る「省エネ行動シート」は、特許法２条１項にいう「発明」に該当しないものである。